Information　役場福祉課

令和７年４月以降、2.7%引き上げ

特別児童扶養手当などの手当額が決まりました

2024 年全国消費者物価指数の実績値（対前年比 2.7％増）が公表されました。特別児童扶養手当などの各手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定するスライド措置がとられています。そのため、令和７年４月以降の各手当額については、2.7%引き上げられます。

	～令和７年３月（月額）	令和７年４月～（月額）
特別児童扶養手当（１級）	５５，３５０円	５６，８００円
特別児童扶養手当（２級）	３６，８６０円	３７，８３０円
特別障害者手当	２８，８４０円	２９，５９０円
障害児福祉手当	１５，６９０円	１６，１００円
経過的福祉手当	１５，６９０円	１６，１００円
児童扶養手当（全部支給）	４５，５００円	４６，６９０円
児童扶養手当（一部支給）	４５，４９０～１０，７４０円 （所得に応じて決定）	４６，６８０～１１，０１０円 （所得に応じて決定）

▶詳しくは、役場福祉課（☎３３－０３３９）までお問い合わせください。

Information　紀南病院総務課

看護師・准看護師、薬剤師

紀南病院組合職員を募集します

紀南病院では、下記のとおり令和８年４月１日採用の常勤正規職員（地方公務員）を募集します。

【職種および人員】
①看護師・准看護師・・・・・・・５名程度
②薬剤師・・・・・・・・・・・・２名
※業務内容は募集要項をご確認ください。
※②には、奨学金返還支援制度があります。ご希望の方はご相談ください。

【受付期間】 ４月１日（火）～ 30 日（水）
（平日 午前８時 30 分～午後５時）

【受付場所】 紀南病院総務課

※募集要項、応募書類などは総務課窓口またはHP から入手できます。

【試験日時】 ５月 10 日（土） 午前８時 30 分～
【試験内容】 作文、面接、適性検査
【試験場所】 紀南病院
【受験資格】
・受験職種の有資格者または採用日までに資格取得見込みの方
・①は、平成３年４月２日以降に生まれた方
・②は、昭和 62 年４月２日以降に生まれた方
・地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しないこと

【採用日】 令和８年４月１日（水）

※有資格者で中途採用を希望する場合は要相談

▶詳しくは、紀南病院総務課（☎０５９７９－２－１３３３）までお問い合わせください。

Information　役場環境衛生課

愛犬のためにあなたができること

狂犬病予防注射と畜犬登録のお知らせ

犬を飼っている方は、狂犬病予防法により、その犬の登録と毎年１回の狂犬病予防注射を行うことが義務づけられています。

令和７年度の狂犬病予防注射、および畜犬登録を右記のとおり実施しますので、この機会にご利用ください。また、犬の死亡、飼い主の住所・氏名が変わったなど登録事項が変更になったときは、届け出をお願いします。

◆対象　生後 91 日以上の飼い犬
◆料金（１頭あたり）
【登録済の犬】　３，４００円
（注射料 2,850 円＋注射済票 550 円）
【未登録の犬】　６，４００円
（注射料など 3,400 円＋登録料 3,000 円）
※なるべくおつりのいらないよう、ご用意ください。

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎３３－０３３８）までお問い合わせください。

◆狂犬病予防注射実施日時

日程	時　間	場　所
4月9日(水)	８：５０～ ９：０５	桐原生活改善センター
	９：１５～ ９：２０	阪松原生活改善センター
	９：３０～ ９：４０	平尾井生産活動センター
	９：５５～１０：０５	大里多目的集会施設
	１０：２０～１０：２５	旧ＪＡ高岡出張所
	１０：４０～１０：５０	鮒田構造改善センター
	１１：１０～１１：１５	北桧杖多目的集会施設
	１１：３０～１１：３５	旧ＪＡ浅里出張所
	１３：１０～１３：３０	就業改善センター（旧役場分庁舎）
	１３：４０～１４：１０	飯盛多目的集会施設
	１４：２０～１４：５０	神内構造改善センター
4月10日(木)	９：１０～ ９：３０	町民バス駐車場（下り場）
	９：４０～１０：１０	井田公民館
	１０：２５～１０：５５	上野農事集会所（つどい館）
	１１：１０～１１：３０	鵜殿長谷集会所
	１３：１０～１３：５０	鵜殿駅自転車置場
	１４：００～１４：２５	役場本庁舎裏

愛犬と家族の命を守るために

狂犬病は過去の病気？

狂犬病とは、狂犬病ウイルスというウイルスを媒介した感染症で、犬だけでなく人にも感染し、発症した場合、ほぼ 100％死に至る恐ろしい病気です。日本では法律で犬の登録、予防注射などが定められ、徹底されていることから 50 年以上狂犬病の発生は確認されていませんが、海外では、アジア・アフリカ地域を中心に毎年５万人以上の方が狂犬病により亡くなっているといわれています。

日ごろから、飼い主一人ひとりが狂犬病に対して正しい知識を持ち、次の３つの義務を確実に行うことが 愛犬と家族の命を守るために大切なことです。

❶ お住まいの市町村に飼い犬を登録すること
❷ 飼い犬に年１回の狂犬病予防注射を受けさせること
❸ 飼い犬に鑑札と注射済票を付けること